

ホーム > 防災・安全・安心 > 被害状況・被災者支援 > 被災者支援 > 令和元年台風第15号等による被害に伴う災害救助法の適用について

報道発表案件

更新日: 令和元(2019)年11月8日

※ 令和元年台風第15号等による被害に伴う災害救助法の適用について

発表日:令和元年9月12日

(令和元年11月8日更新)

防災危機管理部防災政策課

令和元年台風第15号による停電により、県内市町村において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、 避難して継続的に救助を必要としているため、災害救助法を適用します。

※台風第19号、10月25日の大雨による被害にも適用されています

適用市町村(25市15町1村)

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡茂山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

適用年月日

令和元年9月9日から

適用基準

災害救助法施行令第1条第1項第4号

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準(災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること)に該当すること。

災害救助法の適用による効果

災害救助法の適用により、市町村が行う災害救助活動のうち、避難所の設置、食料等の配布の経費について、国と県が負担することとなる。

(参考) 救助の種類

<1>避難所、応急仮設住宅の設置

<2>食品、飲料水の給与

<3>被服、寝具等の給与

<4>医療、助産

<5>被災者の救出

<6>住宅の応急修理

<7>学用品の給与

<8>埋葬

<9>死体の捜索及び処理

<10>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

関連リンク

▶ 災害救助法による救助に関する事務の一部委任について

よくある質問

よくある質問一覧ページへ

お問い合わせ

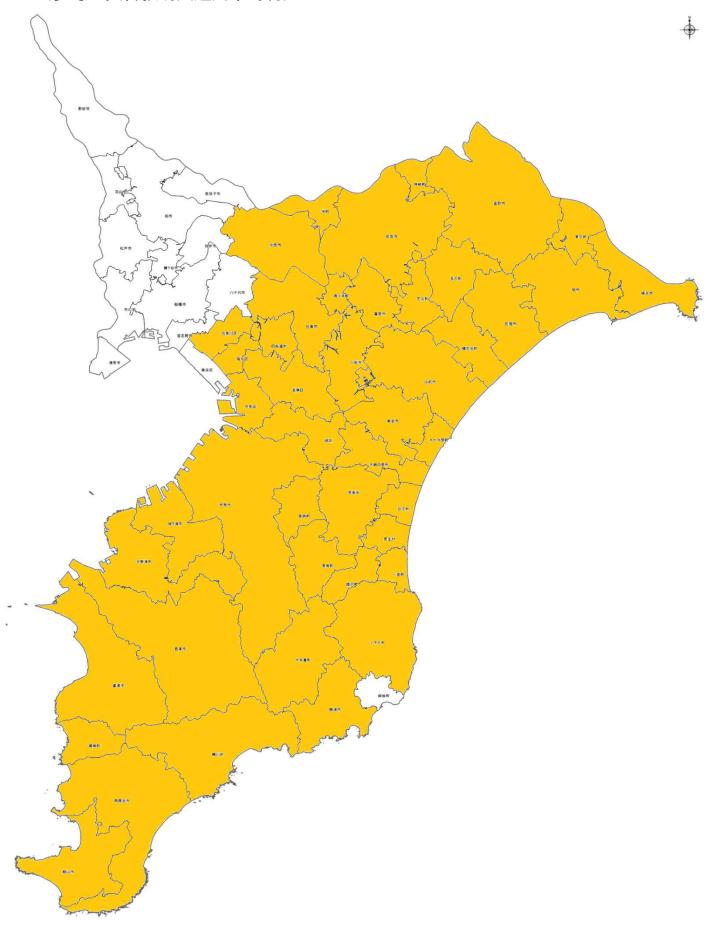
所属課室: 防災危機管理部防災政策課被災者支援班

電話番号: 043-223-3404 ファックス番号: 043-222-5208

■ メールでお問い合わせ

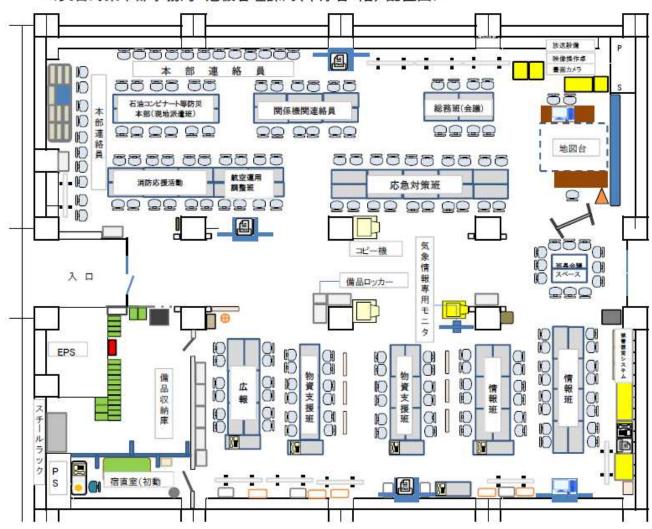
千葉県庁 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 電話番号: 043-223-2110(代表) 法人番号: 4000020120006 Copyright © Chiba Prefectural Government. All rights reserved.

(参考:災害救助法適用市町村)

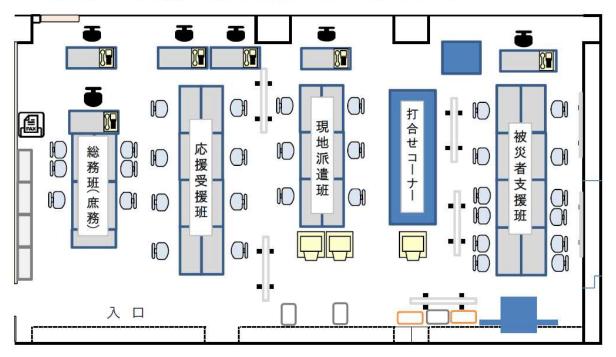


災害対策本部事務局の配置図

<災害対策本部事務局 危機管理課内(中庁舎6階)配置図>

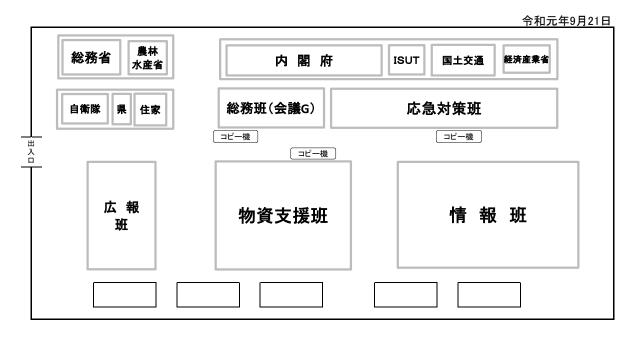


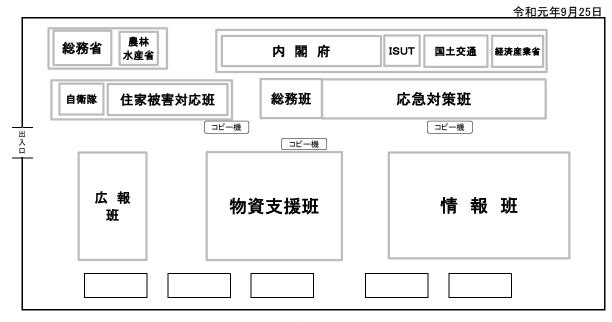
<災害対策本部事務局 防災政策課(中庁舎6階)配置図>



実際の災害対策本部事務局の配置







<災害対策本部事務局 防災政策課内(中庁舎6階) 配置図>

